

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市高齢者及び障害者向け住宅整備助成事業
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	高齢者又は障害者のいる世帯が住宅を高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費を補助することにより、高齢者等が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進する。
補助事業者	高齢者及び障害者の属する世帯
補助対象経費	居室及び廊下の等の改造。トイレ、浴室、玄関、段差解消、ホームエレベーターの設置
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	50万円以下
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2、3/4、10/10
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 生活保護世帯、所得税非課税世帯においては補助率の1/2を超えて交付する。なお補助対象経費の1/2を補助するが、市の補助を条件に県が1/2を補助することから市の負担としては1/2を超えない。
数値目標等	B 数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者等が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することが目的であるため、費用対効果は数値化できない。
補助制度開始	平成16年3月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページとチラシで募集
事業担当 (担当部署) (電話番号)	高齢福祉課 高齢福祉係 0259-63-3790